

## 令和2年度「マスク等国内生産・輸入実態把握調査」 調査概要

### 1. 調査目的

マスク、ゴーグル、フェイスシールド、長袖ガウン、全身防護服、手袋等の個人防護具について、種類別の国内生産量・輸入の動向等の実態を把握し、有事の際の供給確保のための施策の検討等に活用することを目的とする。

### 2. 調査方法

#### (ア) 実施主体

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社（厚生労働省医政局経済課からの委託事業）

#### (イ) 調査対象

3. (ア) の調査対象の個人防護具を製造（他社から委託を受けて製造している「受託製造」を含む）又は海外から直接輸入している可能性がある事業者

#### (ウ) 調査方法

次のいずれかの方法により調査依頼を実施。

- ① 業界団体を通じて調査票を送付
- ② 個別メールにて調査票を送付
- ③ 郵送にて調査票を送付
- ④ 上記①～③で調査依頼をした客体が、自身の関連会社もしくは委託先に調査依頼を転送

送付した調査票については、郵送やメール等で回収。

#### (エ) 調査期間

令和3年2月1日～2月17日（調査依頼時の回答期日）

※ ただし、これ以降も協力依頼等を行い可能な限り調査票を回収

#### (オ) 調査対象客体数・回答数

調査対象客体数：908事業者（※1）、回答数：532事業者（回収率約59%）（※2）

※1 調査対象物資を製造または海外から直接輸入している可能性があるとして調査票を送付した企業の数。

※2 いずれの調査対象物資についても取扱がないと回答があった企業を含む。

### 3. 調査内容

## (ア) 調査対象の個人防護具

### I. マスク

- ① 医療用サージカルマスク（不織布）
- ② N95 マスク（N95 と DS2 の両基準を満たすマスクを含む）
- ③ DS2 マスク
- ④ 一般用（家庭用）不織布マスク
  - 「医療用サージカルマスク（不織布）」は、医療機関等に納入されるマスクとする。店頭、通販、インターネットなどにより、一般消費者に販売される不織布マスクは、「サージカルマスク」の名称使用の有無にかかわらず、「④一般用（家庭用）不織布マスク」とする。
  - 「②N95 マスク」は米国労働安全衛生研究所（NIOSH）が定めた N95 規格、「③DS2 マスク」は労働安全衛生法に基づき厚生労働大臣が定める防じんマスク（DS2）の規格の適合基準を満たしているものとする。ただし、いずれの基準も満たしているマスクは「N95 と DS2 の両基準を満たすマスク」とし、集計結果においては N95 マスクとして計上する。

### II. ゴーグル・フェイスシールド（眼の防護具）

- ① 保護めがね
- ② フェイスシールド及びフェイスシールド付サージカルマスク
  - 医療現場においても使用されうるものを対象とする。
  - 「①保護めがね」は、次のいずれかに該当するものを対象とする。
    - ・ ゴグル形（一眼形）（HC-1）
    - ・ スペクタクル形（サイドシールドなし）（一眼形）（HA-1）
    - ・ スペクタクル形（サイドシールドあり）（一眼形）（HA-1-S）
  - 「フェイスシールド」は、顔面全体を覆うものとし、口元だけを覆うもの（いわゆる「マウスシールド」）は対象外とする。再利用が可能なタイプのもの、完全ディスポーザブルタイプのものは問わない。

### III. 長袖ガウン（ディスポーザブル）

- ① サージカルガウン
- ② アイソレーションガウン（不織布製）
- ③ アイソレーションガウン（プラスチック製）
  - 主に医療や介護等で使用される長袖ガウン（ディスポーザブル）を対象とする。腕への曝露を防止できないもの（長袖でないもの）は対象外とする。また、リユースの長袖ガウンは対象外とする。
  - 「①サージカルガウン」は、主に手術室、滅菌室、ICU 等で使用するものとする。
  - 「②アイソレーションガウン（不織布製）」は、感染防護用として、診察や簡易的な処置、面会者・患者用等、幅広く使用されている不織布製の長袖ガウンを対

象とする。

- 「③アイソレーションガウン（プラスチック製）」は、「②アイソレーションガウン（不織布製）」と同じ用途に使用するプラスチック製の長袖ガウンを対象とする。

#### IV. 全身防護服

- いずれも「フード付きの続服」を対象とする。

#### V. 手袋（ディスポーザブル）

- ① ポリ塩化ビニル製
- ② 天然ゴム製
- ③ 非天然ゴム製

- 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律上の医療機器に該当しないものであって、次のいずれにも該当するものとする。
  - ・ 使い捨て（ディスポーザブル）手袋
  - ・ 極薄（厚みが0.20 mm未満）手袋
  - ・ パウダーフリーの手袋
  - ・ 素材が①～③のいずれかであるもの

#### 【留意事項】

キット品の中に本調査の対象となる個人防護具が含まれている場合は、それぞれの個人防護具に数量を計上することとする。

#### (イ) 調査項目

##### I. 国内生産量（自社（関連会社含む）の（受託）製造）

- 「関連会社」とは「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年10月30日大蔵省令第28号）第2条第5号の「連結会社」（連結財務諸表提出会社及び連結子会社）を指すこととする。
- 「製造」とは、最終製造工程を指すこととする。輸入したマスクについて国内で検品や包装・表示工程のみを行う場合は、「製造」ではなく「輸入」とする。

##### II. 日本向けの、海外の自社（関連会社含む）による生産量（製造国別）

##### III. 輸入量（上記II. は含まない）（輸入国別）

- 自社（関連会社含む）が、海外から直接輸入した場合のみを対象とする。

##### IV. 国内出荷量

##### V. 輸出量

##### VI. 在庫量

- 対象期間の末時点における在庫量とする。

- 自社が市場への出荷可否判定で出荷可とした製品のうち、調査月に連結企業体  
外の卸売業者等に出荷せず、調査月末（年度末）時点で在庫として連結企業体内  
で管理している数量とする。

#### （ウ） 調査対象客体

##### I. 3.（ア）の個人防護具に関する業界団体等会員企業

- 日本衛生材料工業連合会
- 全国マスク工業会
- 日本医療機器テクノロジー協会（MT JAPAN）
- 日本防護服協議会
- 日本呼吸用保護具工業会
- 日本保護眼鏡工業会
- 日本防護手袋研究会
- 日本グローブ工業会
- 職業感染制御研究会

##### II. 厚生労働省への個人防護具納入事業者

##### III. 経済産業省設備整備補助事業採択事業者

##### IV. その他（受託者によるウェブ調査、国内主要企業、委託先等）

##### 【留意事項】

OEM 製品等、他社に製造を委託している場合は、委託先の製造会社において回答することとする。

#### （エ） 調査対象期間

- 平成 31 年 4 月～令和 2 年 3 月
- 令和 2 年 1 月～令和 2 年 3 月
- 令和 2 年 4 月～令和 2 年 6 月
- 令和 2 年 7 月～令和 2 年 9 月
- 令和 2 年 10 月～令和 2 年 12 月

#### 4. 留意事項

##### I. 当調査について

- 今回の調査の回収率が約 59%であること、また、調査対象客体が調査対象物資を  
製造又は輸入している事業者を網羅できているかを確認することが困難である点に  
留意が必要である。

##### II. 集計結果について

- 個社情報の特定を避けるため、回答企業数が1社の数値については非公表とする。
- 「日本向けの、海外の自社による生産量」及び「輸入量」の国別内訳については、各個人防護具の全ての対象期間において、4以上の企業から正の値の数値の記入があった国について、その国名及び数量を記載している。
- 時点の違いや数量不明等により、「国内生産量」「日本向けの、海外の自社による生産量」「輸入量」「前期の在庫量」の合計値と「国内出荷量」「輸出量」「当該期の在庫量」の合計値は一致しない場合がある。